

令和5年度 第3回栄村自然保護審議会 議事録

日 時 令和5年7月21日(金)  
午前9時00分～  
場 所 栄村役場2階議場兼大会議室

「出席者一覧」(別紙)

1 開 会  
2 審議事項

【継続審議事項】栄村自然環境保護条例(平成2年条例第13号)第12条に基づく  
「開発行為届」に関する諮問について

※録音機器の不具合により、開始10分の音声記録がありません。ご承知おきください。

開会及び「資料1 答申原案」、「資料2 答申原案についての補足説明」の読み上げを会長が行っている途中から以下記載いたします。

なお、読み上げた資料については栄村ホームページにて掲載していますので、ご覧ください。

松尾会長

……さらに7月4日夕方に議事録入手して、精査を深めました。

その結果、第2回審議会で、市川委員が提起されました手続問題を過小評価することはできないと考えるに至りました。

私は第2回審議会でも申し上げたとおり、審議会は開発行為届に対して、いいとか悪いとか諾否を決める立場ではなく、地熱発電調査井の掘削行為が自然環境及び生活環境に与える影響について検討し、村長の諮問に答える立場であると考えています。

したがって、第1回、第2回の審議で出された論点についての議論を深めて、自然環境及び生活環境に与える影響について、一定の意見を示すことは可能ではないかと考えてきました。

しかし、開発行為届出書の文書1～8では、そうした影響についてのデータの類いがほとんど得られないことは厳然たる事実であります。同時に私は、審議会は村長の諮問を審議する場であり、開発行為届者、事業者と直接のやり取りをする立場ではないと申し上げてまいりました。そのことについては、現在に至るも、考え、判断は変わっておりません。

ここで、やはり条例第13条に規定されている規制基準が、施行規則において決められていないという問題が大きな壁になってきます。その意味を次に述べます。

13条に基づいた規制基準の未策定は、開発行為届出書の内容を左右しただけでなく、開発行為届出書の受理に当たった役場職員の対応の在り方にも影響を及ぼしたと思われま。すなわち、役場職員が当該開発行為が自然環境や生活環境に与える影響について、問

題意識を持って開発行為届出書をチェックすることをしなかった、あるいはできなかったということでもあります。

以上のことから、今回は第2回の審議の際に市川委員が言われた、一度御破算にしてということとイコールということではございませんが、現状において自然環境や生活環境に与える影響について意見を述べるのが困難という答申をせざるを得ないと考えるに至りました。

ただし、審議会の議事録は当然答申とともに村長に提出しますので、第1回、第2回と重ねてきた審議が無駄になることはないと考えております。

三つ目に、北海道蘭越町における地熱発電調査井掘削での蒸気噴出事故についてです。事故の発生は6月29日です。第一報はネットニュースで見ました。

2の項で記した思考プロセスで言えば、速記録に基づいて第2回審議会での議論を精査している途中でした。当初段階から意識してニュースはチェックしておりましたが、事態の重大性を認識し始めたのは、事故発生から数日を経た後だったと記憶しています。

特に硫化水素中毒になった住民がおられること、河川・農業用水に影響が出て、取水停止となったことで、事の重大性を強く認識しました。

私は、審議会での議論に当たって、掘削中の蒸気・熱水等の噴出という事態を想定し、噴出防止装置(BOP)の有無について役場職員にお尋ねして、開発行為届出書に記載がある旨の回答を得て、その論点についてはそこまでとしました。

ところが、蘭越町での調査井掘削においてはBOPが付けられていないこと、約700mまで掘削が進んだ段階で設置の予定であったことを知り、非常に驚くとともに、開発行為届出書にBOPについての記載があるだけでは、本村での調査井掘削においても、今回の蘭越町と同様の事故の可能性を念頭に置かなければならないと認識するに至りました。

そのような事故の可能性を念頭に置いた場合、影響は中津川下流の津南町にも及ぶ可能性が大となります。そうすると、本村での調査井掘削については、栄村単独では意思決定できない問題、津南町との協議が必要な問題となると認識しました。

また、蘭越町の事故を受けて、改めて地熱開発に関する法的な規制の枠組みについて検討したところ、温泉法第3条によるもの、森林法によるものなどに限定されていて、実際の掘削作業の在り方については、基本的に施工事業者の自主的な保安措置に委ねられていることが明らかになりました。

以上のことから、蘭越町での事故は、私どもが栄村での地熱発電調査井掘削について検討する土台を揺るがす事態であり、蘭越町での事故の原因、二度と事故を起こさない安全対策などが明らかにされない限り、地熱調査井掘削が自然環境や生活環境に与える影響を考え、判断することはできないと考えるに至りました。

4. 栄村はどう対応すればよいのかです。

私が提案している答申原案は、いわば「ゼロ回答」のようなものであり、諮問者(村長)、栄村の行政としては大変困った事態になると思います。

この際ですので申し上げますが、私は本審議会の会長職を引き受けるに当たって、栄村での地熱開発を認める方向で結論を出すこともあり得ると腹を固めていました。気候変動危機の深刻性、パリ協定で国際的な約束になっているCO2削減・カーボンニュートラル化の達成を考えれば、地熱資源の活用を否定することはできないと考えるからです。

ただし、それは栄村・秋山が誇る豊かな自然環境・生活環境を保つことと共存できるものであることが必須です。

私は、村が気候変動危機への村としての対策の基本方針、村の豊かな自然を活かす再エネ活用についての基本方針を、今回のことを受けて、早急に確立することを求めたいと考えています。そして、村がその方向で取り組んでくれるならば、その基本方針の策定に微力ながらも全力で協力したいと考えています。

以上、答申原案を作成するに至った経緯と趣旨についての補足説明とさせていただきます。

この後、少し自由に意見を出していただいて、議論の方向を深めていきたいと思っております。

---

#### 保坂委員

答申案の主文については、やはり曖昧な判断をすべきではないという考え方、それから、自分たちの中ではそこまでの最終結論を出すだけの知識といいますか、提示されているものはないということではなかなか厳しいなと思っておりましたので、主文に関しては、これでいいのではないかと思います。やはり素人は素人なりに、開発行為届出書を見ながら、自然環境、住民の生活環境、地域の特異性とか、いろいろなものを総合して判断する中において、いろいろ皆さんから提案が示されていると思っております。

全てがよしという調子にはなかなか難しいとは思いますが、やはりそこに暮らす住民の皆さん、それから日本全国、今言ったように再エネの気運が高まっているという中で、日本全体としてのことよりも、まず栄村、それからそこに住んでおられる住民の皆さんにどういったメリットがあるのか。また、それとそこに再エネの活動と実態として結びついて共存ができるのかということもやはり考えていかなければならないと思っておりますので、なかなかそこまで考えるということになると、時間もないし、いろいろな知識等もまだまだ不足しているということでございますので、一旦こういうことで、趣旨として賛同するところです。

#### 市川委員

私は基本的には答申の原案はこれしかないと思っています。書き方とかそこら辺は、少し検討する余地はあるかもしれませんが、内容的には致し方ないという感じです。

一番は、やはりこの前から言っているように、旧条例の考え方が、基本的な考え方はいいのですけれども、具体的な基準についてとか手続の内容についての記載がないので、そこが今回こういうことに至った最も重要な点かと思っています。

その中で、要は届出書の中に自然環境とか生活環境に与える影響に対するデータがほとんどないです。だから、その点についても評価しようがないということです。ただ届出者のほうも、条例に基づいて出してある届出ということでは間違っているわけではないので、そこら辺もミスマッチが起こったということではしょうがないのかなと思っています。

その中で、北海道蘭越町の話が出てきているのですけれども、前にも申し上げましたけれども、掘っている間に有毒ガスだとか有害物質が出てくる可能性は否定できないかと思っただけですが、ヒ素を含めてかなり毒性の強いものが出てくるということなので、しかも噴出している蒸気を抑えることができてないということです。

それがとても危険なことです。少なくとも、その原因がはっきりして、対応方法が確立するまでは、栄村だけでなく、日本全国の地熱発電の開発は少し停滞するのかなど。

また、一般的に考えてもそうなるのではないかと考えていますので、この答申の原案については賛同しますが、皆さんから意見が出て、少し変えたほうが良いということがあれば変えてもらっていいかと思いますが、趣旨はこれ以上しようがないと思います。以上です。

広瀬委員

この手続問題とかは見てもよく分からないのですが、自然環境保護のことで話し合うというのが一番のメインであると思います。前にも出ましたけれども、猛禽類に対して、湯沢砂防が行っている対策というのは、冬は稼働しないということだと思っております。それは別に湯沢砂防さんがやっているの、こちらで何の資料もないのではないかと意見もあるかもしれませんが、しかしやっている以上は、もし村に出して最終的にやるという話になったという仮定ですが、そういうことをぜひ考えていただきたい。

もう一つは、70dB という音が提起されていたと思うのですが、それはすごく静かだとはとても思えない音量だと思いますので、それも下げていくという、これはもしやるとしたらという話ですが、そういうことを附帯として、この答申の方に入れていただければと思います。以上です。

松尾会長

山田委員いかがでしょうか。

山田委員

答申の内容については、資料の中で会長が言っておりますが、噴出防止装置、先日の会議で話題になりましたけれども、まさかそれがついていなくてああいう事故に直接つながったということで、人的な被害やこれから起こるだろう被害があると思いますので、旧法で受け付けたものについて、その基準が明確になっていないところは致し方ないかとは思いますが、今後に向けてはそういった自然環境に及ぼすもの、住民の生活環境に及ぼすものについては、特に注意を払うような意見を入れた答申にしてもらいたいと思います。以上です。

松尾会長

参考として、オブザーバーの相澤さん。

相澤委員

皆さんの話を聞いておりましたが、幸いにして委員から外れているということでございますので、責任はないと言うとおかしいですが、若干思ったことをお話ししたいと思います。

まず、この案件については13条の旧条例にございます開発行為というこの基準では踏ることができない案件になっていると思いますので、委員の皆さんも御苦労されているのだと思います。

以前に自然エネルギーという村民を中心とした研究会がございまして、2年ほどたしか会を重ねた記憶があります。そこで最終的には、栄村では水力の発電というのは、その可能性の調査に進んでほしいという話が残りました。

現在、ゼロカーボンに向けた再生可能エネルギーの関係ですが、経済と環境の相反する問題の着地点を見つける活動を栄村でもしていくべきかと。特に地熱発電については、昨日東京電力のある方とお話しをしたのですが、やはり安定的なところはあるということで、有望視されているようでございますが、基本的には蘭越町の事故によって、恐らく停滞するだろうということを言っていたらっしゃいましたが、ゼロカーボンに向けた活動のための環境への配慮といえますか、それも栄村でやはり事細かく決めていく必要があるのかなと思います。以上です。

松尾会長

今の御意見と、旧条例の13条に規定されている規制基準が、施行規則で定めるところが定められていなかったという問題についても少し議論をしておきたいと思います。

というのは、あれは新条例にそのまま移行しておりますから、新条例でそれをどうするかという問題に当然すぐ直面すると思います。

私が思いますのは、全国どこでもひとまず地熱発電をめぐって規制基準はこうですよというものをつくれるところはどこもないです。かなり新しいものだということもありますし、相当な専門的知見がなければ、じゃあ一体地熱発電についての規制基準は何なのかということになります。

村が、条例制定から30年間、その規制基準を執行規則で定めてこなかったということについて、私は幾つかの理由が考えられると思うのです。

一つは、もともとあの条例は泉平後方の志賀高原方向で話が持ち上がったゴルフ場建設に相対するとしてできたので、ひとまずそれがなくなったということで、あまり規制基準をつくるという切迫したものがなくなったということが一つあります。

それから、やはり規制基準をつくるのが難しい。規制基準ということからイメージされるのは数値的なものということで、私は、やはり役場が開発行為届書を出さなければならないということになるような事業について相談を受けた、あるいは開発行為届を受理するという段階で、現在の施行規則に定められている文書が形式的にそろっているかどうかということに対応するというのではなくて、やはりその中身が、村としてその開発行為をやってもらおうという観点で対応していくのか。それともちょっとこれは穴があるから、こういうことを明確にしてくださいということを行政として相手にお伝えしていくという、そういう行政の姿勢で臨むということが、13条に書かれていることを実際に実現していく上で必要不可欠なことじゃないかと。

そういうことを積み重ねていく中で、規制基準といわれるようなものがちゃんとつくれるかどうかということを考えると、そういうプロセスを踏んでいくんじゃないかと思いません。

今回この私どもがこういう答申を返した場合、村がどうされるか。それから、スパークスさんのほうがどういうふうにお考えになるかということになります。スパークスさんが、あくまでもやはり栄村の地熱の可能性にかけていくということでお考えになる場合は、村はそれと正面から向き合って、村としてはどういうことをきちんと提示してほしいのかということについて検討していくと。

例えば、今すぐに思いつくことは、やはり審議会の議論の中でも出ましたが噴出する危険性はあるんでしょう。だからその噴出防止装置をつけてくださいねと。確かに SGET さんが提出された開発行為届出書の掘削の書類の中には、英語の Blowout Preventer の装置がありますと、BOP がありますよという。だけどこれをいつつけるかということ、蘭越のような事故になってしまうか、そういうことが防げるかということが違うわけです。

今回も、私がニュースで見たところでは、助成金の関係で JOGMEC さんに今回事故を起こした D 基地の調査点と言いますが、D 基地の調査点の掘削計画について JOGMEC にお出しになっていて、そこでは BOP をつけますということは、はっきり書かれているんですね。

ところが JOGMEC の自主保安指針を見ていくと、本文ではつけなさいと書いてあるのだけれども、解説のほうで BOP の設置は第 1 ケーシング、第 2 ケーシングは終わった段階で設置する機会が多いという記述があって、まさに三井石油開発さんは、A 基地で 2 本、C 基地で 2 本を掘ってきた実績を踏まえて、700m ぐらいまで掘り進んだ後に BOP をつければ十分だという判断で臨まれたと。ある種の一定の合理性のある判断をされたということだと思いますが、彼らを受け入れる地域からすれば、少々コストはかかるかもしれないけれども、当初から BOP をつけてほしいというようなことを、きちんと相手に求めていくとか。

それから、今回は蒸気の噴出を抑えきれなくなったわけですが、やはり瞬間的に蒸気が出るというようなことはあるかもしれない。そういう場合に、今回やはりあれだけ高濃度のヒ素とか、あるいは噴出直下では、硫化水素ガスの濃度が非常に濃いということが明らかになったわけで、そういう点について開発する側がどういう認識を持っておられるかということ、もっときちんとお尋ねして、双方が納得のいく対話協議ができることが大事ではないかと。

長くなって申し訳ないのですが、私は 6 月 29 日のニュースを聞いて、ニセコ町と蘭越町の取組を拝見したのですが、ある意味では非常に理想的な地元と業者との協働関係が形成されていたところではないかと思うんです。ニセコ町も蘭越町も、ニセコ町・蘭越町再エネ促進地域協議会というものをおつくりになって、この数年間は毎年、三井石油開発のシニアコーディネーター、若い上級の技術のことをお分かりになる方が御出席になって、両方の方々に対してどの掘削ではどういうことができた、A 基地で 1 本、熱の確認はできた。C 基地で 2 本掘って、1 本は亀裂、貯留層の入口にたどり着いたと。3 年目にその C 基地の亀裂にたどり着いたところで、噴気実験をやって、安定的な蒸気が得られたと。

ただ、蒸気の量が、あそこは 2.5 万キロワットを目指しているのですが、それにはまだまだ不十分なので、C 基地からこの量を増やすということと、新しい井戸をさらに掘りたいということで、今年おこなったと。

その辺全部地元は御理解なさっていて、自然保護団体などを含めて協議をなさっているということで、それは理想的な形だと思ったのですが、今回事故が起こると、三井石油開発さんだけがポツンと孤立するような形になっていて、あまり国とか道や JOGMEC からの

支援が入っていないような感じで非常に心細いのですけれども、私は、開発行為届を出してくる業者さんに対して、これはどうなんだ、あれはどうなんだということじゃなくて、いろいろお話として、私たちが必要なことはきちんと提示していただく、こういうことができる環境を村のほうが積極的につくっていくということが大事ではないかなと。

その際には、この2回、私たちがここで議論したことを参考にいただければ、一つの取っかかりにはなるのではないかと思います。

先ほど市川委員からございましたけれども、どういう案文にするかということについて、もう少し具体的に御意見をいただいて詰めていくということにしましょうか。

市川委員

私はそれでいいと思います。

松尾会長

市川さんから御意見を出していただいて結構です。

市川委員

まず答申なので、村長からの諮問について答えるという形がいいかと思います。いきなり蘭越町のことが出てきています。順番としてはこれでもいいのかもしれませんが、最後に答申というのはどうなのでしょう。

私が書くのであれば、まず、蘭越町の話ではなくて、栄村の秋山郷の話として、届出書の内容では判断するのが難しいというのが最初だと思います。

その上で、北海道の事故について触れて、そのことについては原因究明とか蒸気の噴出を止めるための措置について、解明されたり対応することができていないので、そこについては十分な配慮をすることというような書き方のほうが、答申の形としてはいいのかなと、これは私の一意見ですので、皆さんからも意見を出していただければと思います。

具体的に言いますと、2番目の内容は諮問への回答、1番目の内容については、附帯事項というか、留意事項というか、そういうものになるのかなと。あくまでも投げたものを返すのが答申であって、影響を及ぼす可能性のある事故については、参考事項と言うと変ですけども、留意事項みたいな形にしたほうが答申としての形が整うのかなと思っています。

松尾会長

はい。それでは保坂委員。

保坂委員

今回の開発届書を見て、それで今、答申の中で自然環境に及ぼす影響、住民の生活環境に対する影響等々を議論していただきたいということだったんですけども、なかなか提出された書類だけではそれができないということで、現場にも行ってみたい、いろいろなところのデータ収集から始まって、事例等々を加味しながらいろいろなところを自分たちなりにこうなのかなということ議論を進めてきたと思うのです。

一つ一つについて、これはこうだからということとはなかなか言い難いというところから、やはり何て言いますか、いい・悪いということ判断することは難しいというのが現状だろうと思うので、ただ、それを答申の中で「難しい」と言うのはあまりにも答申内容としては漠然としている。

そういう中から、やはり今回蘭越町でのこういった事故が出てきたということは、まさに第1回目、第2回目で皆さんが危険性を加味したものが現実となってこういう事故につながっているということでございますので、やはりそういうところを加味すれば、やはり、これは例として挙げたほうが、答申を受けたほう側としてみれば分かるのかなということです。

それから2番目の条例については、今さら規制基準がなかったので判断ができないということは、やはり行政側としてみればあまり言われたくないことなのかなという部分があるので、こちら工夫したほうが、答申を受ける側としてみればいいのかという考えです。

松尾会長

広瀬さん、いかがですか。

広瀬委員

どちらが先かというような感じで見ているのですけれども、本来なら、きっと市川さんが言ったような感じにすればいいのではないかと思います。

皆さんとちょっと考えが違うかもしれませんが、この事故の件に関しては、それを理由にいろいろ言っても、何と言っていいかわからないようなことだと思うのです。というのは、かなりレアケースだと思うので、そういうことよりも、ほかの自然環境に関してのことについて本来は話し合うべきものではないかなと私は思っています。

ただ、この答申についていいとか悪いとかということではなくて、先に村の答申について答えてということのほうが、何となくいいような気がしますので、ちょっと釈然としませんが、そんな答えしかありません。すみません。

松尾会長

ちょっとだけお尋ねしますが、自然環境に与える影響についてもっと議論したほうがいいと。

広瀬委員

もっとと言いますか、結局、もしつくるのであれば、こういうことに配慮してくださいねということ言ったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。例えば、先ほどゼロ回答ということが出ていたんですけども、ということは、ほとんど何も話し合わなかったということと、これだけ話し合っても一緒だということになると、この自然保護審議会というのは一体何のためにあるのかということになってしまうので、もしつくるのであれば、先ほどちょっと言ったように、周りの鳥類とかに与える影響を最小限に留めてもらいたいというには、湯沢砂防さんの営巣期間中であるので工事をしないというような配慮だった

り、あるいはもし稼動するときに、70dBと言ったように聞こえたのですけれども、サイレンサーという機械をつけると30dBぐらいに抑えられるというようなものもあると聞くので、もしやるのであれば、そういうようなことに配慮してもらいたいと、私個人としては思います。

松尾会長

それは例えば、猛禽類のことに関しては議事録にはっきり明記されていますから、当然村が考える場合にそこは対応してくださいということになりますし、情報も取り上げるといことで、ゼロ回答というのはあまり言い方がよくないとも思いますが、伝わるべきものは伝わるというふうには思います。

では、山田さんお願いします。

山田委員

先ほども申し上げたのですけれども、実際にこういうことは、地熱という事業自体の例が少ないので、今までそういうのが出なくて、今回たまたま事故という形になったのですけれども、要は、私は時代の流れからいって再エネを検討すべき時期だと思うので、今回の計画の中では、皆さんの話に出ていますけれども、自然環境、それから生活環境に最大の配慮をすべきというところを入れて答申していただければいいと思うのですけれども。

松尾会長

具体的に言うと、どこをどう修正したほうがいいですか。

山田委員

掘削のときの音というのは、一時的なものというか掘削の時期だけで、発電に関してはそんな音は出ないという話を聞いていますので、そのところに工夫をすれば、もうちょっといい環境で掘れるかなというのはあります。

自然環境については、汚水処理とか汚泥とか、そういう関係で、全部もうクリアするような形で申請されてはいるのですけれども、やってみなければ分からないというところがあるので、それも受け入れる村としても最大限に配慮するような対応を取ってくれということでもいいんじゃないかと思います。

松尾会長

率直に申し上げますと、村と少なくとも開発業者で、そこに当然地元の住民、それから自然環境保護に関心を持っておられる方等々がちゃんと話し合える場をつくるということが必要不可欠だと。これこれのことをやれば大丈夫ですというのは、最終的にこれで大丈夫というのはないわけです。だから、なるべく協議の場があって、「このことはしっかりやってくださいよ。」というふうにお伝えするわけけれども、随時いろいろな問題が生じてくるだろうと。すると、やはりそれについて、新しい事実に基づいて基準等、村、地元のほうから要望を出して是正をしてもらおうと。そういう仕組みが本来は求められると思います。

ただ、そういう地元協議会をつくる云々ということ、それももう少し議論したいと、私は言いましたけれども、やはり前回の議論を振り返ってみれば、そのことも何も入っていないわけです。開発行為届を受けて、村がどう対応するかというときに、ちょっと先ほど冒頭のほうで申しましたけれども、やはりニセコ町は再生可能エネルギーの活用に非常に積極的に取り組まれましたから、条例をおつくりになって、まず業者と町の間で、再エネ関係で開発したいと、まず町長に申し出て協議の場を設けてくださいと。その協議を経て、どういう手順を経て実現に向かっていくかということもきちんと定められているわけです。

やはりそういった整備を、今からで間に合うのかというのはありますけれども、そういうことを村がきちんと取り組むということをやってもらわなければいけないなど。

先ほど補足意見で申し上げましたが、一番言いたいのは最後のところです。というのはしっかりしようよと。気候変動危機というのは、もう長野県だって本格的に取り組み始めて3年、4年たっているわけですし、栄村にこういう開発届が出されて待たなしのところに来ているわけですから、やはりそこに村としてはきちんと踏み込まなければいけないということを強く言っていきたいと思います。そういうことを書き加えますか、審議会の意見として。そうなると、また時間がかかりますか。

#### 市川委員

旧条例の中だと基準とかは決まっていなくても、原則論は間違っていないし、開発するに当たって自然環境とか、生活環境にできる限り影響を及ぼさないようにしなさいということはどうもあってあるわけです。だから、今出ているのは割と具体的なことですが、具体的なことを、今回、答申で、よく分からないけれども、これとこれは気をつけてね、という答申の案文の中に入れる必要があるかどうかということも議論したい。

条例に基づく諮問委員会であって、条例に基づいて諮問された内容ですので、あくまでも原則は条例の趣旨に沿った答えにしていくというのがいいのかなと思うんですけれども。

それから、さっき順番の話が出ましたが、これでもいいんです。

内容も分かりますし、趣旨もよく分かりますけれども、蘭越町の話というのは、たまたまこのタイミングで出てきたということです。けれども、ただ、これがなかったらどういう答申をするかということを考えると、それは置いておいて、データはそうですよ、とお返しするのがいいのかなと思います。

その上で、たまたまこういうことがあって非常に重要なので、栄村の開発についても非常に参考になるというか、影響する案件なので、それについては十分な配慮をする必要があるということで、答申案の形としてはいかがでしょうか。

#### 松尾会長

実は第2回で出た論点は、今、市川さんがおっしゃっていたことです。要するに13条の問題はあるけれども、1条とか、9条、10条、それから14条、15条の規定を見れば、栄村でも基本原則ははっきりしているわけだから、その原則の観点から見てこういう点をもっとはっきりさせなければいけないと。あるいはこの点は絶対守ってもらわなければいけませんよという論点がここで浮かび上がってきているわけですから。

ただ、業者のほうも開発行為届の文書というのは、条例等施行規則に書かれたとおりに出されてきたわけだから、あれがない、これがないとは言えませんよと。

私は、あれがないこれがないと言おうと思っていたわけじゃない。村がもっと、こういう点をはっきりさせなければいけませんよということなんですね。そこが一番大きいです。その上で施行規則で規制基準がはっきりしていない中で、あれがどうだ、これがどうだと言えるのかというのは、前回かなり問題になりましたので、そこは今回は控えようかというので、今日原案の2番目にあることを考えたわけです。

その上で、蘭越のことについての受け止めは、ちょっと市川さんと違うのです。起こったのはたまたまです。たまたまだけれども、地熱発電というものを考える大前提の点で揺らぎが生じていると。これは村だって困るわけです。直ちに膨大な事について、津南町と協議をしなければいけない。栄村単独では対応できないという問題になったということは否定し難いですね。

実は、新エネルギー財団の本を申し込んで、現物昨日届いたんですが『地熱井の噴出事故と対策対策』というのがかなり前、平成13年に書かれているもので、専門書なので昨日読んただけでは理解が進まなかったのですが、読んで意外だと思ったのは、大体地熱だと2,000mくらい掘りますよね。200mぐらいが一番危ないそうです。結局その時はケーシングも何もやっていないんです、まだ。これはちょっとショックだったですね。

地熱開発の現場は、今とにかく人手が足りない。かなり外国人が増えていますから。外国人技能者も居づらいとやめますし、三井石油開発だって、三井石油開発のスタッフが掘っているわけではなくて、どこかの掘削会社と契約を結んでそこに入ってもらってやっている。24時間の作業ですから、3交代制ですよ。相当ハイレベルな人が常に現場で監督しないとイケないということですから、相当大変な事業です。

そういうものに本当に万全な形で取り組んでいただく体制を要求しながら、一方で津南町との協議もやらなきゃいけないというような状況かなということで、蘭越の問題というのは、こういう状況もありますよというレベルのことを超えていると。栄村としても、あの事態を見ながら、ほんとに地熱開発ができるんですかという原点に立ち帰って考えなければならぬところに来ていると思いますので、その辺は注意しなければならないと思っています。

今、山田さん、秋山の人はかなりニュースは御存じですか。

山田委員

直接ニュースのことでお話することはなくて、見てはいると思います、関心がある人は。

松尾会長

あれ、全国ニュースで流れたんですか。

相澤委員

今まで2~3回くらいかな。そんなに頻度は高くない。

松尾会長

新聞はあんまり詳しくないですね。どうですか、1回目、2回目で議論してきたようなことを整理した文章を作りましょうか。

保坂委員

規制基準というものを例えば数字で表すとすると、その数字以内でやってきたので今回の事件について責任は取りませんという形になるとしたら、あまり明確な数字というものは提示しないほうがいいのかなと。

松尾会長

数字は取りあえずないですよ。1回目、2回目でいろいろ議論したことがあるじゃないですか個々の問題は。ここは自然環境と生活環境と両方ありますけれども、それから秋山という土地の持っている意味合いとこれの共存というのをどういうふうに図っていくのかという論点もありましたし、やはり本当に川に影響はないのかと。例えば、噴気実験をやるとなると、これでも蒸気が出ちゃうんです。これは全部が全部還元井に入るわけじゃないと思うんですね。やはり地熱の計画を見たら出ちゃうと思うんですが。工事中の泥水を循環するやつですね。あれの種類については水槽みたくの含めて最終的に産廃として処理するということも書かれていましたけれども、もう少し掘削が成功した場合にその蒸気は最初は出ないのかな。分からないですね、まだ。

市川委員

第2回目で、最初に今日はこういう話をすると、要するに整理しましょうと。議論する点を整理して、その点について議論して、それに私が手続きの問題を挟んでしまったのでちょっとゴタゴタしてしまったんですけども、整理する内容が資料として配られていましたね。あの点を整理して、もし参考資料としてつけるのであれば、この点については審議会でも議論になっていると。整理しなければいけない事項として議論したということをつけたらどうでしょうか。

全体の整理するのは大変ですので、届出書の内容から読み取れない点について、もう少し整理しなければいけないだろうと。そこを議論しようと思ったのに、それに対する具体的な資料やデータがなかったのでこういう事態になったと思うのですが、会長が出されたものや議論の中で出たものを少し整理して、村に示すのであれば、参考として、答申案とは別に、こういう点については議論になりましたよということを伝えたらどうでしょうか。

その中で、先ほど広瀬さんが言われたことの問題も入っていますよね。この間、議論になっていた砂防事務所からの情報、それを今、箇条書きで、この点について配慮する必要があると、そういう話にしてはどうでしょうか。

そうすると、今回の事案の具体例として、基準をつくったほうがいいポイントについて、さらに提示することができると思います。

松尾会長

その基準をつくったほうがいいと私が言えるかどうか分かりませんが。

市川委員

基準がない中で、そういうところをクリアしなければ、答申は難しいだろうという点について議論になったということを伝えればいいんじゃないですか。

松尾会長

そこは表現を注意したいんですが、こうこうこういう基準をクリアしなければダメですよというのはあまり審議会がやることではなくて、審議会としては、自然環境への影響、生活環境への影響ということを問われているわけだから、こういう影響はかなり大きいのではないかというふうに思われるというような表現になる。

市川委員

基準はもしやるのであれば、村から示してもらわないと基準についての議論はできないのですけれども、それがいい中で、こういうことが議論になりましたと。

松尾会長

こういうことが議論になりましたということを整理しますと、二つ難しい問題が残ると思います。

一つは、市川さんがリスクマネジメントについて何もなかったとおっしゃっていたことですが、私、それをリスクマネジメントと表現するのかわかりかちよつと引っかけがあるんですけども、責任体制が見えないんです、事業者のほうの。どうも資源エネルギー庁あたりでは、もう今あんなスキームは当たり前だと。ちよつと私、エネ庁と、ある筋を通してお話しをしたのですけれども、だけれども、これは地熱じゃなくて風力ですけれども、やはり合同会社という形でこの間事業着手を発表されている事例を全国各地で拝見していますが、社員1人で合同会社ですとか、形は一緒ですけれども、本当に一番違う点は匿名出資組合が出資者だと。やはり中部電力は50%ですとか、九州電力が50%ですとか、残りの50%は、例えば三菱がかむとか。ただ、リスクのある再エネの開発ですから、その開発がうまくいかなかった場合に、親会社が追わないようにという意味であのスキームを使っているんだと思うんです。

このまま本県の場合は匿名出資組合というふうになっていて、スパークスさんが一応マネジメント契約するとなっていますけれども、じゃあこれは、スパークスさんが本当に、例えば今回の蘭越でいえば三井石油開発の社長が、ある意味ずっと現地で指揮取るを得なくなっていますね。あそこまで責任を取ってくれる会社、責任者は誰なんだと。それが見えないというのが重要だというのが、私リスクマネジメント一番のポイントじゃないかと思うのですけれども。そういうことにすると書かなければいかんかなと。

あまり時間を割くことができなかつたのですが、1回目と、2回目の間に現地に行きましたよね。あのとき、地滑りの工事をやっているところを見に行ったときに、山田委員さんなんかも随分おっしゃっていましたが、あの辺は滑るところなんだというお話だったんですね。滑った形跡が実際見えると。

第2回に事務局の越智さんから出していただいた県の地図を見たら、地すべり危険地帯だとか、指定地域だとか、いろいろなのが組み合わさっていて、ちょうどあの敷地だけ白いのだけれども、あとは全部そういうところという説明だったんですね。

これを私は、今回の蘭越の蒸気噴出と同じようなレベルの話じゃないかと思って、あまり審議会で話題に出さなかったのですけれども、あそこで2,000mものボーリングをしたときに、そういう非常に地層が不安定なところで、どういう影響があるのかなのか、ここも少し慎重に考えてもらいたいなど。

今回の三井石油開発さんのニセコ・蘭越での取組を見ていると、ずっと微振動の計測をやっておられるんですね。やはり地層をあれだけ深く掘るとなると、そういう微振動を起こすということは必至みたいですから、その点の用意は、開発行為届出書を見る限りではない。今やっておられるのは川のモニタリングと温泉のモニタリングということで、そこは少し注文をつけたほうがいいのではないかと思いますけれども。

では、そうなると、少なくとも1週間ぐらい作業時間が欲しいですね。えいやと書くのは半日か何かで書けるかもしれませんが、いろいろなものを整えてそういう文章をつくるとすると、それぐらいかかりますね。

市川委員

審議会としては、主文としてこういった趣旨の文を出しておいて、やることを前提に、やるならばという想定の下でそういう意見をつけるという話になるのですが、それはあくまでも参考ですね。それを主文の中に入れるとすれば、要は、あなた方が出したデータでは、我々は答えられませんと言っておきながら、これとこれとこれは十分注意してねと、そういう書き方ですね。それをやるのだったら、初めから答えられないと言わないで、これとこれとこれを気をつけてねと言うだけでいいと思います。

だから、あくまでもこれは審議会としては審議したけれども、とても環境評価はできませんということは一ついいと思いますけれども、ただ村がどういうふうを考えるか、我々には分からないので、念のため言い添えますと、そういう感じじゃないですか。

松尾会長

では、留意すべき点ということですね。

市川委員

ただ主文とはちょっと離れちゃうと思うんですね。

松尾会長

だけれどもやはりワンセットで出さないと様にならないでしょう。本日留意点を渡しますなんて。

市川委員

本日じゃなくても、ただし書きとして、留意する必要があると、主文ではなくて。それは一緒の文書の中に入れてもいいと。次の別添のとおりだと、留意事項は。それでもいいと思います。

だから、主文はあくまでもこの内容で、それについて出た意見を留意事項というか、附帯事項というか、審議会でそういう議論になった点についてこういうふうに整理しましたと。十分参考にしましたということで落ち着くんじゃないかと私は思いますけれども。

村がもう少しこの辺をしっかりと詰めて、業者側と話をしなさいという意味合いも含めて、論点については全て含めた内容にして。そういう留意事項でいいんじゃないでしょうか、入れるとすれば。

松尾会長

ちょっと休憩いいでしょうか。私も頭の中を整理して、作業をどうするかちょっと考えます。10分ぐらい。

事務局

再開は何時にしますか。

松尾会長

3時で。

### 【 休 憩 】

松尾会長

再開してよろしいですか。こういうことでいかがでしょうか。答申の主文は、これを大幅に書き換えさせてもらいます。順番は、2に書いてあることを最初に持ってきます。もう少しこの2の文章を直しまして、私たちが審議に臨んだ姿勢をもう少し分かりやすくというよりは、開発行為届というものを村に出さなかったということをつけて、開発行為届けがいか悪いかではなくて、こういう開発が行われた場合どういう自然環境及び生活環境に影響があるかということをおそらく2回の審議会で議論をしたけれども、とにかくデータが不足していて、こういう影響がありますよということについてお答えすることはできません。ただ、それなりの議論はしているので、議事録を全部読めというのも気の毒ですから、議事録の論点整理というものを私がしますので、それを参考にさせていただけるとありがたいというようなことを書こうかと思えます。

そして二つ目に、蘭越のことを書くわけですが、それはここにも書いていますように、やはり地熱発電全体に関わる問題がここに突き出されるということで、やはり少なくともなぜああいう事故が起こったのか、ああいう事態を防ぐことはどうしたらできるのかということが、これは三井石油開発の責任でというよりも、推進する国そのものの責任において明確にさせていただかないと、地元としては対応のしようがないというような論旨で書き残したいと。

今日の皆さんの御意見を聞いていて、3番目については共通の考え方になっているというふうに思いますので、これは冒頭で私たちはこういう立場で考えましたよと言えば済むだろうということで、1点目、2点目を順番で書いて、今申し上げたような形で修文するというのでまいりたいと思います。

いかがでしょうか。御自由に御発言ください。

山田委員

今の進め方で結構かと思います。

松尾会長

広瀬さん。

広瀬委員

いいと思います。

松尾会長

保坂さん、副会長。

保坂委員

結構だと思います。

市川委員

私もそれでいいんじゃないかと思います。順番が逆のほうが、諮問に対しての答えという点では、分かりやすいのかなと思います。

松尾会長

修文の結果ですが、一応私が書いて、副会長にお示しをして、あとは皆さん方から、会長・副会長に一任するというのでやらせていただければと思いますが、よろしゅうございますか。

< 「はい」の声あり >

松尾会長

今日教育長が来てくださっていますので、受け取る側のナンバー2ですので、提出先に相談するというのも変ですけども、受け取る側の都合などでもし必要だったら、後ほど御意見を賜りたいなど。今でも結構ですけども、要望がございましたら。

下教育長

御審議いただきありがとうございます。複雑な立場ですが。

行政に対しては開発届自体の提示に対しては不備はないと私は思っています。足りない部分はいっぱいあるのだろうと、そこは受け取った感覚もこれから直していかなければいけない部分もあると思います。

必要なデータに関してはここで審議するのに不十分であれば、やはり聞きたいところですが、そこはこの審議会でやるのが適正かどうかはまた別問題かなと思っています。

もう一点は、やはり北海道の件はタイムリーに出てきてしまいましたが、やはり北海道の件を語らずしてこの答申はできないだろうと私も思っています。原因究明、それから対応策、いずれも明確になってこないと、やはり住民に不安が大きいだろうと思いますので、ぜひその辺の答申をしていただければと思います。ありがとうございます。

松尾会長

大変な修文となりもう一回エンジンをまかないとあれなんです、何とかもうひと踏ん張りしてやっていただこうと思いますが、ただちょっと時間をいただいて、2~3日ぐらいは時間をいただいて、週明けぐらいには出来上がってくるというような段取りとさせていただきたいと思います。

今後どう進むか分かりませんが、改めて何らかの意見を求められることもあるかもしれませんが、その点はこれで手を離れたからいいやということではなくて、この審議に関わった委員として御協力いただきたいなと思います。

### 3 その他

なし

### 4 閉会

松尾会長

以上で、今日の審議会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。